

京都市告示第175号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成18年8月23日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類                      市 道

供用開始の期日                告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉46号線	左京区岩倉村松町115番地の2地先から	旧	メートル 51.70	メートル 3.00 ~ 3.73
	同町116番地の4地先まで	新	51.70	4.92 ~ 10.94

(建設局道路部道路明示課)